

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染拡大防止のための ショートステイの利用について<令和2年4月10日現在>

国から発出された緊急事態宣言を受け、ショートステイのご利用につきましては、感染拡大防止の観点から、ご家族等の介助でご自宅等にて過ごすことが可能な場合などは、利用を控えていただきますようお願いいたします。

この対応は、緊急事態宣言が発出されている令和2年5月6日までとします。なお、状況に応じ変更される可能性があります。

再開できる状況になりましたら、あらためてご案内申し上げます。

(以上)